

## 平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成22年度一般会計補正予算書(第1号)外22件	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 日原洋文 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成22年10月8日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	2,729,206	2,729,206	100.0%	—	補正予算案を国会提出前に発行する唯一の機関が(独)国立印刷局であるため。	6	
平成21年度一般会計歳入歳出決算書	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 日原洋文 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成22年9月30日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	3,747,853	3,747,853	100.0%	—	決算書を国会提出前に発行する唯一の機関が(独)国立印刷局であるため。	6	
平成23年度一般会計予算書	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 日原洋文 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成22年11月25日	(独)国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項	10,956,380	10,956,380	100.0%	—	予算書を国会提出前に発行する唯一の機関が(独)国立印刷局であるため。	6	
除排雪情報提供システム維持管理運営業務	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局青森河川国道事務所長 久保田 一 青森県青森市中央三丁目20番38号	平成22年11月17日	特定非営利活動法人 青森ITクラブ 青森市篠田2丁目3番17号	会計法第29条の3第4項	—	1,701,000	—	—	青森市が先行導入した「除排雪車運行管理システム」を活用し、各道路管理者の除排雪情報を一元的に管理・運営することで、道路利用者の利便性を踏まえた質の高い情報を発信することができる。また、各道路管理者が独自でシステムを構築すると、一元的な情報管理及び発信が困難となることから、既存システムを活用することが最も得策である。 本システムの適切な維持管理及び運営を円滑に実施できるのは、システム稼働当初から青森市の委託を受け、システムの開発・管理・運営を行っている当該法人以外にないため。	19	
ヒ素除去装置保全業務 オートキャンプ場の温泉成分に含まれているヒ素を水質汚濁防止法の排水基準以下にし、排水処理するためのヒ素除去装置の保全を行うもの	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局国営みちのく杜の湖畔公園事務所長 白浜浩 宮城県柴田郡川崎町大字小野字二本松53-9	平成22年12月6日	(株)さとう総業 仙台市泉区七北田字 朴木沢93番地の1	会計法第29条の3第4項	—	2,110,500	—	—	当該ヒ素除去装置の除去方法に特許を有し、当該除去方法を用いた処理プラントの唯一の製造業者であり、除去方法及び処理プラントの構造特性を熟知しているため。	19	
平成22年度 資格審査システム改良業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成22年10月7日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	会計法第29条の3第4項	70,129,500	70,035,000	99.9%	—	当該業者が本システムの著作権者人格権を所有し、同権利の行使を意志表示しており、唯一の相手方であるため。	19	

新聞広告掲載業務(水質事故防止・冬期道路安全通行啓発)	分任支出負担行為担当官 高田河川国道事務所長 大石 登 上越市南新町3-56	平成22年10月20日	(株)新潟日報社上越支社 新潟県上越市木田1丁目2番4号	会計法第29条の3第4項	2,331,000	2,331,000	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率により、目的を遂行できる唯一の相手方であるため。	19	
平成22年度 建設事業用品調達契約等総合管理システム改良業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成22年11月12日	(株)エスエスイー 東京都品川区東五反田1-11-15	会計法第29条の3第4項	9,733,500	9,723,000	99.9%	—	当該業者が本システムの著作権者人格権を所有し、同権利の行使を意志表示しており、唯一の相手方であるため。	19	
平成22年度 工事契約管理システム改良その2業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成22年11月30日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	会計法第29条の3第4項	11,959,500	11,760,000	98.3%	—	当該業者が本システムの著作権者人格権を所有し、同権利の行使を意志表示しており、唯一の相手方であるため。	19	
新聞広告掲載業務(その2)	分任支出負担行為担当官 新潟国道事務所長 田中 倫英 新潟市中央区南笹口2-1-65	平成22年12月2日	(株)新潟日報社 新潟県新潟市西区善久772-2	会計法第29条の3第4項	1,286,250	1,286,250	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率により、目的を遂行できる唯一の相手方であるため。	19	
平成22年度 応急組立橋架設作業	分任支出負担行為担当官 北陸技術事務所長 矢田 弘 新潟市西区山田2310-5	平成22年12月7日	萩浦工業(株) 富山県富山市一本木35	会計法第29条の3第4項	9,975,000	9,870,000	98.9%	—	相手方と協定書を締結しており、本作業を履行できる唯一の相手方であるため。	19	
新聞広告掲載業務(冬期道路安全通行)	分任支出負担行為担当官 長岡国道事務所長 倉重 毅 長岡市中沢4-430-1	平成22年12月17日	(株)新潟日報社 新潟県新潟市西区善久772-2	会計法第29条の3第4項	1,890,000	1,890,000	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率により、目的を遂行できる唯一の相手方であるため。	19	
水質事故防止啓発新聞広告掲載業務	分任支出負担行為担当官 千曲川河川事務所長 佐近 裕之 長野市鶴賀字峰村74	平成22年12月17日	信濃毎日新聞(株) 長野県長野市南県町657	会計法第29条の3第4項	3,507,000	3,507,000	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率により、目的を遂行できる唯一の相手方であるため。	19	
パイロットシステム(非常勤管理・共済)改良業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成22年12月21日	(株)中国サンネット 広島県広島市中区袋町4-21	会計法第29条の3第4項	7,841,885	7,455,000	95.1%	—	当該業者が本システムの著作権者人格権を所有し、同権利の行使を意志表示しており、唯一の相手方であるため。	19	
事業執行管理システム(CCMS)改良業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成22年12月28日	日本電気(株) 関西支社 大阪市中央区城見1丁目4番24号	会計法第29条の3第4項	27,394,500	27,300,000	99.0%	—	当該業者は今回の改良業務について著作権法に基づく同一性保持権を行使している為	19	

建設事業用品調達契約等総合管理システム(PCMS)改良業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前1-5-44	平成22年12月28日	(株)エスエスイー 大阪事務所 大阪市北区南森町1丁目1番25号	会計法第29条の3第4項	13,177,500	13,125,000	99.0%	—	当該業者は今回の改良業務について著作権法に基づく同一性保持権を行使している為	19	
道路付帯施設、情報管理施設のアセットマネジメントに関する検討業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局滋賀国道事務所長 大西 博 滋賀県大津市竜が丘4-5	平成22年10月14日	国立大学法人 京都大学学長 松本 紘 京都市左京区吉田本町	会計法第29条の3第4項	4,493,275	4,493,275	100.0%	—	第三者機関である「新都市社会融合創造研究会」が産・学・官の連携・協力を図るべく道路に関する研究テーマを公募し、研究テーマとして特定されたため	12	
米原バイパスにおける連続プレキャストアーチカルバート盛土の耐震性に関する検討業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局滋賀国道事務所長 大西 博 滋賀県大津市竜が丘4-5	平成22年12月21日	国立大学法人 京都大学学長 松本 紘 京都市左京区吉田本町	会計法第29条の3第4項	2,499,000	2,499,000	100.0%	—	第三者機関である「新都市社会融合創造研究会」が産・学・官の連携・協力を図るべく道路に関する研究テーマを公募し、研究テーマとして特定されたため	12	
平成22年度緊急河川敷道路整備事業に伴う山崎津跡発掘調査業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局淀川河川事務所長 森川 一郎 大阪府枚方市新町2-2-10	平成22年11月4日	財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 京都府向日市寺戸町南垣内40-3	会計法第29条の3第4項	—	13,744,500	—	—	法令(文化財保護法第99条第1項)の規定により契約の相手方が一に定められている。	1	
木津川河床遺跡発掘調査とりまとめ業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局淀川河川事務所長 森川 一郎 大阪府枚方市新町2-2-10	平成22年11月18日	財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター 京都府向日市寺戸町南垣内40-3	会計法第29条の3第4項	—	4,943,400	—	—	法令(文化財保護法第99条第1項)の規定により契約の相手方が一に定められている。	1	
一般国道2号相生有年道路事業に伴う有年牟礼・井田遺跡発掘調査	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局姫路河川国道事務所長 中込 淳 姫路市北条1-250	平成22年10月28日	兵庫県教育長 神戸市中央区下山手通5-10-1	会計法第29条の3第4項	24,634,000	24,634,000	100.0%	—	本業務は、一般国道2号相生有年道路事業予定地における有年牟礼・井田遺跡の発掘及び確認調査について、文化財保護法第99条(地方公共団体による発掘の施行)第二項に基づき、地方自治体の機関で発掘調査を行うものである。また、兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第5条では、兵庫県内において国の機関等が行う事業に係る埋蔵文化財の調整及び発掘調査は、兵庫県教育委員会が実施すると定めている。以上のことから、上記相手方と委託契約を行うものである。	19	

<p>国道2号橋梁管理手法検討業務</p>	<p>分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長 中込 淳 姫路市北条1-250</p>	<p>平成22年11月4日</p>	<p>国立大学法人 京都大学 京都府京都市左京区 吉田本町</p>	<p>会計法第29条の3第4 項</p>	<p>4,494,000</p>	<p>4,494,000</p>	<p>100.0%</p>	<p>—</p>	<p>本業務は、今後、飛躍的に増大する橋梁の高齢化に対応するため、国道2号をフィールドとして、モニタリングデータや各種交通情報に基づく橋梁環境の現状評価を行うとともに、信頼性評価手法を用いた類似環境下における橋梁群の相対的な安全性評価法の開発、及び適切なモニタリング・安全性評価・余寿命評価・橋梁群の延命化策の最適化など一連の統合的な維持管理システムの構築に向けた検討を行うものである。本業務は、第三者機関である「新都市社会融合創造研究会」が、産・学・官の連携・協力を図るべく、大学等の研究者を対象に、道路に関する研究テーマを公募し、京都大学が応募したものであり、同研究会で審査した結果、京都大学の提案は、道路橋の長寿命化等、道路の維持管理における深刻な課題に合致し、的確性、実現性が優れているため、研究テーマとして平成22年7月に特定され、平成22年度からの研究内容についても同研究会の委員会で報告され承認されている。以上のことから、当該研究テーマを提案した当大学と委託契約を行うものである。</p>	<p>19</p>	
<p>一般国道483号北近畿豊岡自動車道事業に伴う埋蔵文化財発掘出土品整理業務</p>	<p>分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 齋藤 博之 兵庫県豊岡市幸町10番 3号</p>	<p>平成22年10月4日</p>	<p>兵庫県教育長 神戸市 中央区下山手通5-1 0-1</p>	<p>会計法第29条の3第4 項</p>	<p>—</p>	<p>25,797,000</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>本業務は、一般国道483号北近畿豊岡自動車道事業予定地における田ノ口遺跡、平野遺跡、加都遺跡Ⅲ、上ニ山古墳群他の埋蔵文化財について、文化財保護法第99条（地方公共団体による発掘の施行）第二項に基づき、地方自治体の機関で発掘調査の出土品を整理するものである。 兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第5条では、兵庫県内において国の機関等が行う事業に係る埋蔵文化財の調整及び発掘調査は、兵庫県教育委員会が実施すると定めている。 以上のことから、上記相手方と委託契約を行うものである。</p>	<p>1</p>	
<p>一般国道9号沿道環境改善事業に伴う池田古墳発掘調査</p>	<p>分任支出負担行為担当 官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 齋藤 博之 兵庫県豊岡市幸町10番 3号</p>	<p>平成22年10月15日</p>	<p>兵庫県教育長 神戸市 中央区下山手通5-1 0-1</p>	<p>会計法第29条の3第4 項</p>	<p>—</p>	<p>55,380,000</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>本業務は、一般国道9号沿道環境事業予定地における池田古墳の発掘及び確認調査について、文化財保護法第99条（地方公共団体による発掘の施行）第二項に基づき、地方自治体の機関で発掘調査を行うものである。 また、兵庫県埋蔵文化財取扱要綱第5条では、兵庫県内において国の機関等が行う事業に係る埋蔵文化財の調整及び発掘調査は、兵庫県教育委員会が実施すると定めている。 以上のことから、上記相手方と委託契約を行うものである。</p>	<p>1</p>	

河川機械設備の効率的な維持管理手法の確立に関する検討	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 齋藤 博之 兵庫県豊岡市幸町10番 3号	平成22年11月11日	立命館大学総合理工 学研究機構構長 滋 賀県草津市野路東1- 1-1	会計法第29条の3第4 項	-	3,018,960	-	-	本検討は、アセットマネジメント的管理手法の確立を目的として、既存設備の運転記録、故障・修繕記録等の分析及び知識ベース推論及び事例ベース推論を用いるためのデータベース化を行うことにより、河川機械設備の効率的な維持管理を目指す研究を平成20年度から22年度の3カ年で行うものである。本研究は、新技術開発評価会議において平成21年度に研究テーマとして審議、当局が認定し、上記法人と委託契約を行い研究を実施しているものであり、平成22年度においても引き続き学校法人 立命館大学総合理工学研究機構と委託契約を行うものである。	19	
道路巡視支援システム車載装置交換他作業	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 兵庫国道事務所長 轉馬潤 兵庫県神戸市中央区波 止場町3-11	平成22年11月18日	山田技研(株) 福井県 福井市花堂南2-5- 12	会計法第29条の3第4 項	2,068,500	2,068,500	100.0%	-	車載装置の交換及び新しい台帳附図データの修正には、システムのプログラム修正が必要となる。システムのプログラムは、システム開発業者である山田技研(株)がプログラムの著作権人格権を保有しており、プログラム修正は同社しかできないため、随意契約を結ぶものである。	12	
PCB廃棄物処理作業	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 長 島村 喜一 和歌山市西汀丁16番	平成22年12月1日	日本環境安全事業株 式会社 大阪事業所 事業所長 清水 一雄 大阪市此花区北港白 津2丁目4番13号	会計法第29条の3第4 項	1,580,800	1,580,800	100.0%	-	法令の規定より許可を受けた業者が1しかないため。	1	
橋梁細部における海塩粒子の付着量推定と腐食劣化予測手法の開発	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長 安藤佑治 和歌山県田辺市中万呂 142	平成22年10月5日	国立大学法人 京都大 学 京都市左京区吉 田本町	会計法第29条の3第4 項	-	3,990,000	-	-	第三者機関である「新都市社会融合創造研究会」が研究テーマを募集し、特定された。	19	
ナノセンサデバイスを活用した道路管理手法の検討業務	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長 安藤佑治 和歌山県田辺市中万呂 142	平成22年10月15日	国立大学法人 京都大 学 京都市左京区吉 田本町	会計法第29条の3第4 項	-	3,990,000	-	-	第三者機関である「新都市社会融合創造研究会」が研究テーマを募集し、特定された。	19	
近畿自動車道紀勢線事業に伴う塗屋城発掘調査業務	分任支出負担行為担当 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長 安藤佑治 和歌山県田辺市中万呂 142	平成22年10月8日	(財)和歌山県文化財 センター 和歌山市湊 字新堤内坪571-1	会計法第29条の3第4 項	-	15,238,650	-	-	文化財保護法第94条に基づく関係自治体への委託(会計法29条の3第4項)	4	

作業ヤード賃貸借 (その16)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成22年10月13日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1 丁目2番20号	会計法第29条の3第4 項	3,223,022	3,223,022	100.0%	—	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
作業ヤード賃貸借 (その15)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成22年10月25日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1 丁目2番20号	会計法第29条の3第4 項	3,988,720	3,988,720	100.0%	—	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5	
平成22年度 近見地区電線共同溝に伴う連系及び引込管路 工事(通信系)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年10月12日	エヌ・ティ・ティ・インフラ ネット(株) 福岡市博多区東比恵2 丁目3-7	会計法第29条の3第4 項	—	23,779,266	—	—	本工事の施工にあたっては、電線共同溝本体工事や交差点改良と同時施工することとなり実施するもので、隣接の民地内の宅内引込みと接続するための管路を設置するものである。 株N TT西日本が管理する通信線に直接影響するため、通信線に関する事故が発生した場合、周辺民家へ被害を与えることとなり、迅速且つ専門的な対応及び管理・監督が必要となる。 以上のことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、一体として行うべき道路区域外の施工に責任を有する当該通信線管理者のエヌ・ティ・ティ・インフラネット株が唯一の契約相手と判断するものである。	19	
平成22年度 玉名地区電線共同溝に伴う連系及び引込管路 工事(通信系)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年10月12日	エヌ・ティ・ティ・インフラ ネット(株) 福岡市博多区東比恵2 丁目3-7	会計法第29条の3第4 項	—	5,949,405	—	—	本工事の施工にあたっては、電線共同溝本体工事や交差点改良と同時施工することとなり実施するもので、隣接の民地内の宅内引込みと接続するための管路を設置するものである。 株N TT西日本が管理する通信線に直接影響するため、通信線に関する事故が発生した場合、周辺民家へ被害を与えることとなり、迅速且つ専門的な対応及び管理・監督が必要となる。 以上のことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、一体として行うべき道路区域外の施工に責任を有する当該通信線管理者のエヌ・ティ・ティ・インフラネット株が唯一の契約相手と判断するものである。	19	

平成22年度 山鹿地区電線共同溝に伴う連系及び引込管路工事(通信系)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年10月20日	エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株) 福岡市博多区東比恵2丁目3-7	会計法第29条の3第4項	—	6,182,715	—	—	本工事の施工にあたっては、電線共同溝本体工事や交差点改良と同時施工することとなり実施するもので、隣接の民地内の宅内引込みと接続するための管路を設置するものである。 株N TT西日本が管理する通信線に直接影響するため、通信線に関する事故が発生した場合、周辺民家へ被害を与えることとなり、迅速且つ専門的な対応及び管理・監督が必要となる。以上ことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、一体として行うべき道路区域外の施工に責任を有する当該通信線管理者のエヌ・ティ・ティ・インフラネット株が唯一の契約相手と判断するものである。	19	
平成22年度 水俣地区その2電線共同溝に伴う連系及び引込管路工事(通信系)	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成22年10月20日	エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株) 福岡市博多区東比恵2丁目3-7	会計法第29条の3第4項	—	7,512,120	—	—	本工事の施工にあたっては、電線共同溝本体工事や交差点改良と同時施工することとなり実施するもので、隣接の民地内の宅内引込みと接続するための管路を設置するものである。 株N TT西日本が管理する通信線に直接影響するため、通信線に関する事故が発生した場合、周辺民家へ被害を与えることとなり、迅速且つ専門的な対応及び管理・監督が必要となる。以上ことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、一体として行うべき道路区域外の施工に責任を有する当該通信線管理者のエヌ・ティ・ティ・インフラネット株が唯一の契約相手と判断するものである。	19	
日豊本線宗太郎・市棚間葛葉高架橋外1橋の点検	分任支出負担行為担当官九州地方整備局延岡河川国道事務所長 横峯 正二 延岡市大貴町1丁目2889	平成22年12月13日	九州旅客鉄道(株)宮崎総合鉄道事業部 宮崎市東大淀2丁目60番地	会計法第29条の3第4項	—	1,368,000	—	—	計画協議に基づく委託契約であるため。	19	
一般国道452号夕張市北栄橋仮橋材賃貸借(岩見沢道路事務所)	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西19丁目	平成22年12月8日	ジェコス北海道(株) 北海道札幌市中央区北2条東12丁目	会計法第29条の3第4項	6,079,500	5,533,500	91.0%	—	本件は、石狩川水系夕張川に建設する多目的ダムのシュールバロダムに関連して水没する一般国道452号の付替道路の建設工事において、平成22年度工事終了から平成23年度工事開始までの工事休止期間中、工事請負業者が賃貸借を行っていた仮橋上部構造及び覆工板等を引き続き当部で賃貸借するものである。 仮橋の設置位置については、場所が限定されることから既に設置済の当該施設に特定され、当該施設の所有者と随意契約を行うものである。	5	

平成22年度運輸多目的衛星新1号APSパラメータ検証業務請負	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 本田 勝 千代田区霞が関2-1-3	平成22年11月5日	SPACE SYSTEMS /LORAL 米国カリフォルニア州 パロアルト市ファビアン 通り3825番地	会計法第29条の3第4 項	4,726,269	4,400,000	93.1%	—	本業務を実施するために必要な技術情報の開示は、米国武器輸出規制法の規制を受けていることから、その技術情報の開示は製造業者のみが米国政府より許可されているため。	2	
粟国路線の定期運航化に向けた実証実験事業	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 本田 勝 千代田区霞が関2-1-3	平成22年11月29日	粟国路線利用促進協 議会 沖縄県那覇市泉崎1- 2-2	会計法第29条の3第4 項	26,000,000	26,000,000	100.0%	—	本事業を実施するためには粟国と那覇の間を航空機による運航を行っている必要があるため、提供することが可能であるのは運航事業者と地元自治体の構成による当該協議会以外にはないため。	4	
久慈港港湾施設使用料	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局釜石港 湾事務所長 村上明宏 釜石市港町2-7-27	平成22年10月29日	県北広域振興局 岩手県久慈市八日町1 -1	会計法第29条の3第4 項	1,035,909	1,035,909	100.0%	—	本件は、久慈港整備において使用する消波ブロックの仮置を行うために用地を借り上げるものである。久慈港整備を安定して実施するためには恒常的に使用可能な作業用地を求める必要がある。当該用地は長期的に使用が可能であるために安定した事業に資することになり、積出施設から最も近く位置するのて作業効率及び積出経費の面から最も優れた土地である。以上のことから、岩手県が所有する当該土地は、久慈港整備を行う上で、経済性及び効率性において最も優れた土地である。	5	
小名浜港港湾施設使用料	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局小名浜 港湾事務所長 西尾保之 いわき市小名浜字栄町6 5	平成22年10月1日	福島県知事 福島市杉妻町2-16	会計法第29条の3第4 項	1,294,650	1,294,650	100.0%	—	本件は、小名浜港整備において東港地区臨港道路3号ふ頭部下部工事の橋脚躯体工を施工する際に発生する残土を仮置きするための用地を借り上げるものである。福島県が所有する当該用地は、小名浜港東港地区臨港道路3号ふ頭部下部工事の橋脚躯体工を施工する箇所に隣接していることから、効率性、経済性いずれの点からも最も有利である。	5	
川崎港東扇島地区基幹的広域 防災拠点応急復旧訓練業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 梅山 和成 横浜市中区北仲通5丁目 57番地	平成22年12月20日	(社)日本埋立浚渫協会 東京都港区赤坂三丁 目3番5号	会計法第29条の3第4 項	9,775,500	9,765,000	99.9%	—	本業務は、発災時における施設の応急復旧方法等に係る改善点の洗い出しなどを目的とした防災訓練を実施するものであり、激甚な災害時の緊急的な応急対策を目的として(社)日本埋立浚渫協会と締結している「災害時の応急対策業務に関する協定書」の規定に基づき行われるものである。よって、協定書締結の相手方である同協会が唯一の契約相手である。	19	

土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局新潟港 湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4 -3778	平成22年10月5日	新潟県新潟地域振興 局新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1 -6-3	会計法第29条の3第4 項	1,109,250	1,109,250	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから 場所が限定され、供給者が一に特定されるた め	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局新潟港 湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4 -3778	平成22年11月19日	新潟県新潟地域振興 局新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1 -6-3	会計法第29条の3第4 項	1,603,990	1,603,990	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから 場所が限定され、供給者が一に特定されるた め	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局新潟港 湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4 -3778	平成22年12月20日	新潟県新潟地域振興 局新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1 -6-3	会計法第29条の3第4 項	933,934	933,934	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから 場所が限定され、供給者が一に特定されるた め	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局金沢港 湾・空港整備事務所長 水口幸司 金沢市大野町4-2-1	平成22年11月30日	石川県港湾土地造成 事業 金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4 項	1,544,640	1,544,640	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから 場所が限定され、供給者が一に特定されるた め	5	
土地賃貸借 1式	分任支出負担行為担当 官 北陸地方整備局金沢港 湾・空港整備事務所長 水口幸司 金沢市大野町4-2-1	平成22年12月28日	石川県港湾土地造成 事業 金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4 項	2,527,460	2,527,460	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから 場所が限定され、供給者が一に特定されるた め	5	
津松阪港建設資材仮置用地賃 借(その3)	分任支出負担行為担当 官 中部地方整備局四日市 港湾事務所長 佐藤清 四日市新正三丁目7番 27号	平成22年10月1日	津市 津市西丸之内23-1	会計法第29条の3第4 項	905,027	905,027	100.0%	—	資材置き場用地を借り入れるものであり、場 所が限定されることにより、供給者が一に特 定され、当該場所で行なえば行政事務を行う ことが不可能であり、競争を許さないため。	5	
作業ヤード賃貸借 (その16)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知港 湾・空港整備事務所長 國松靖 高知県高知市種崎874	平成22年10月13日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1 丁目2番20号	会計法第29条の3第4 項	3,223,022	3,223,022	100.0%	—	高知港における港湾整備事業の実施に必要な 作業用地を賃貸借契約しており、当方が必 要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は 他になく、事業実施の間は継続して用地を確 保する必要があるため。	5	
作業ヤード賃貸借 (その15)	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局高知港 湾・空港整備事務所長 國松靖 高知県高知市種崎874	平成22年10月25日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1 丁目2番20号	会計法第29条の3第4 項	3,988,720	3,988,720	100.0%	—	高知港における港湾整備事業の実施に必要な 作業用地を賃貸借契約しており、当方が必 要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は 他になく、事業実施の間は継続して用地を確 保する必要があるため。	5	

環境影響評価方法書公告料	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局下関港 湾事務所長 麻山健太郎 下関市東大和町二丁目 10-2	平成22年12月16日	(株)みなと山口合同新 聞社 下関市東大和町1-1-7	会計法第29条の3第4 項	218,295	218,295	100.0%	—	山口県条例に基づき、環境影響評価方法書 について日刊新聞紙へ公告を掲載する必要 があるため	19	
環境影響評価方法書公告料	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局下関港 湾事務所長 麻山健太郎 下関市東大和町二丁目 10-2	平成22年12月16日	(株)読売広告西部下 関支社 下関市秋根本町2-10- 10	会計法第29条の3第4 項	159,180	159,180	100.0%	—	山口県条例に基づき、環境影響評価方法書 について日刊新聞紙へ公告を掲載する必要 があるため	19	
環境影響評価方法書公告料	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局下関港 湾事務所長 麻山健太郎 下関市東大和町二丁目 10-2	平成22年12月16日	(株)朝日広告社 北九州市小倉北区大 手町11-3	会計法第29条の3第4 項	168,462	168,462	100.0%	—	山口県条例に基づき、環境影響評価方法書 について日刊新聞紙へ公告を掲載する必要 があるため	19	
環境影響評価方法書公告料	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局下関港 湾事務所長 麻山健太郎 下関市東大和町二丁目 10-2	平成22年12月16日	(株)西部毎日広告社 北九州支社下関営業 所 下関市岬之町14-1	会計法第29条の3第4 項	145,530	145,530	100.0%	—	山口県条例に基づき、環境影響評価方法書 について日刊新聞紙へ公告を掲載する必要 があるため	19	
博多港浚渫土砂等投棄料 (その2)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局博多港 湾空港整備事務所長 稲田雅裕 福岡市中央区大手門2 -5-33	平成22年10月8日	福岡市 福岡市中央区天神1- 8-1	会計法第29条の3第4 項	5,874,120	5,874,120	100.0%	—	当該場所で行なえば行政事務を行うことが不 可能であることから場所が限定され、供給者 が一に特定される	5	
土地15,821.8㎡賃貸借	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局宮崎港 湾・空港整備事務所長 山本大志 宮崎市港1丁目16番地	平成22年10月12日	旭化成(株)延岡支社 延岡市旭町2-1-3	会計法第29条の3第4 項	2,797,000	2,797,000	100.0%	—	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不 可能であることから場所が限定され、供給者 が一に特定されるため	5	
土地21,379.00㎡使用料	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局宮崎港 湾・空港整備事務所長 山本大志 宮崎市港1丁目16番地	平成22年12月7日	宮崎県会計管理者 宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4 項	1,654,349	1,654,349	100.0%	—	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不 可能であることから場所が限定され、供給者 が一に特定されるため	5	
土地4,950.00㎡使用料	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局鹿児島 港湾・空港整備事務所長 北出徹也 鹿児島市城南町23-1	平成22年10月4日	鹿児島市 鹿児島市山下町11番 1号	会計法第29条の3第4 項	1,075,000	1,075,000	100.0%	—	当該場所で行なえば公共事業を行うことが不 可能であることから場所が限定され、供給者 が一に特定されるため	5	

志布志港新若浜地区野積場 5,382㎡使用料	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局志布志 港湾事務所長 石貴國朗 鹿児島県志布志市志布 志町帖6617-182	平成22年12月17日	鹿児島県 鹿児島市鴨池新町10 -1	会計法第29条の3第4 項	1,194,810	1,194,810	100.0%	—	当該場所で行えば公共事業を行うことが不 可能であることから場所が限定され、供給者 が一に特定されたため。	5	
平成22年度工事契約情報管 理システム改良業務	支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理 部長 松本 政美 札幌市北区北8条西2丁 目	平成22年10月28日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1 -1	会計法第29条の3第4 項	68,880,000	68,250,000	99.0%	—	東芝ソリューション(株)は、本システムの開発 者であり、これまでの本システム改良に携 わっておりシステム構築の際に必要な知識や 経験を有しているとともに、関連システムの連 携状況についても十分に把握していることか ら、システム改良における迅速な対応を行う ことが可能であるとともに、システム改良にあ たり著作権者人格権の行使を表明していること から、本業務を遂行する上で必要とされる条 件を満たし、業務実施能力を有している唯一 の法人である。	19	
一般国道452号夕張市北栄橋 仮橋材質貸借(岩見沢道路事 務所)	支出負担行為担当官 札幌開発建設部長 北村 匡 札幌市中央区北2条西1 9丁目	平成22年12月8日	ジェコス北海道(株) 北海道札幌市中央区 北2条東12丁目	会計法第29条の3第4 項	6,079,500	5,533,500	91.0%	—	本件は、石狩川水系夕張川に建設する多目 的ダム(シュウパロダム)に関連して水没する 一般国道452号の付橋道路の建設工事にお いて、平成22年度工事終了から平成23年度 工事開始までの工事休止期間中、工事請負 業者が貸借を行っていた仮橋上部構造及び 覆工板等を引き続き当部で貸借借するもの である。 仮橋の設置位置については、場所が限定さ れることから既に設置済の当該施設に特定さ れ、当該施設の所有者と随意契約を行うもの である。	5	
東宗谷地区 換地計画等調査 委託業務	支出負担行為担当官 稚内開発建設部長 堀内 宏 稚内市末広5丁目6-1	平成22年11月19日	浜頓別町 北海道枝幸郡浜頓別 町中央南1番地	会計法第29条の3第4 項	2,363,000	2,363,000	100.0%	—	本調査には、農家基本台帳及び農地所有状 況資料等の不開示とされる個人情報(不可 欠)であり、それを唯一保有する機関が浜頓別 町であるため。	12	
PCB汚染物廃棄処理契約	支出負担行為担当官 九州運輸局長 玉木 良知 福岡市博多区博多駅東 2-11-1	平成22年11月29日	日本環境安全事業(株) 北九州市若松区響町 一丁目62番24	会計法第29条の3第4 項	4,704,000	4,704,000	100.0%	—	法令の規定により許可を受けた業者が一しか ないため	1	

平成22年度 女満別空港ILS施設等除雪工事	分任支出負担行為担当官 東京航空局新千歳空港事務所長 安川 文夫 北海道千歳市美々新千歳空港内	平成22年11月30日	(株)そうけん 北海道網走市南7条西4丁目7番地3	会計法第29条の3第4項	6,105,876	5,985,000	98.0%	—	競争入札を行い発注する場合と北海道が競争入札により発注した工事の請負者に委託する場合とについて経費の算定を行ったところ、後者による場合は、同一の請負者によることから管理費の低減が図れ、新たに競争に付す場合に比べて有利な価格で発注することができる。 本工事の実施にあたっては、効率的な経費の使用を行うとともに、安定した運航の確保のために作業効率についても適切な方法が求められる。 よって、本年、北海道発注の女満別空港除雪業務委託の請負者と随意契約を行うものである。	14	
平成22年度秋田空港ILS施設等除雪工事	分任支出負担行為担当官 東京航空局秋田空港・航空路監視レーダー事務所長 柴田 政志 秋田県秋田市雄和椿川字山籠49	平成22年12月1日	秋田空港除雪雄和共同企業体 秋田県秋田市雄和沢字船津田78-1	会計法第29条の3第4項	3,894,213	3,885,000	99.8%	—	競争入札を行い発注する場合と秋田県が競争入札により発注した工事の請負者に委託する場合とについて経費の算定を行ったところ、後者による場合は、同一の請負者によることから管理費の低減が図れ、新たに競争に付す場合に比べて有利な価格で発注することができる。 本工事の実施にあたっては、効率的な経費の使用を行うとともに、安定した運航の確保のために作業効率についても適切な方法が求められる。 よって、本年、秋田県発注の秋田空港除雪業務委託の請負者と随意契約を行うものである。	14	
平成22年度大館能代空港ILS施設等除雪工事(大館)	分任支出負担行為担当官 東京航空局仙台空港事務所長 大坪 守 宮城県名取市下増田字南原	平成22年12月15日	秋田・佐藤庫・丸栄特定共同企業体 秋田県北秋田市米内沢字倉ノ沢出口5-1	会計法第29条の3第4項	2,749,586	2,081,100	75.7%	—	本年、除雪の即応性及び除雪経費の軽減を図るために除雪機材を共同使用する覚書を締結した。 よって、秋田県発注の秋田空港除雪業務委託の請負者と随意契約を行うものである。	14	
山口宇部空港庁舎新築用地	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年11月10日	山口県 山口県山口市滝町1番1号	会計法第29条の3第4項	1,211,048	1,211,048	100.0%	—	所有者と賃貸借契約を締結するため	5	
山口宇部空港出張所庁舎新築工事等設計関連業務	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成22年12月2日	(株)丸川建築設計事務所 岡山県岡山市北区駅前1-5-18	会計法第29条の3第4項	1,531,437	1,500,000	97.9%	—	本業務の実施にあたり、設計上の責任を明確にし、設計意図を正確に伝えることができるのは、当該施設の建築意匠、構造及び建築設備設計に至る全体の調整と取りまとめを行った当該業者に限られるため。	12	

能登空港無線施設等除雪作業	分任支出負担行為担当 官 大阪航空局中部空港事務 務所長 鈴木 正則 愛知県常滑市セントレア 1-1	平成22年11月30日	昭和建設(株) 石川県鳳珠郡穴水町 字川島レ110-1	会計法第29条の3第4 項	1,886,585	1,764,000	93.5%	—	石川県が発注する県が管理する滑走路等の 空港施設の除雪作業を受注している業者と 契約することにより、機材を共通して使用でき るなど、大幅な経費の縮減が見込まれるほ か、除雪範囲が隣接することから、作業時間 が短縮でき、また安全・円滑かつ適切な作業 を確保することができる。以上の理由から、競 争に付することが不利と認められるため随意 契約を締結したものである。	14	
大分SSR空中線交換作業	分任支出負担行為担当 官 大阪航空局大分空港事務 務所長 石塚 登喜雄 大分県国東市武蔵町糸 原字大海田	平成22年10月1日	日本電気(株)関西支 社 大阪市中央区城見1- 4-24	会計法第29条の3第4 項	2,918,230	2,908,500	99.7%	—	本作業対象である大分SSR装置は当空港へ の航空機の進入及び出発の際に航空管制業 務を遂行する上で必要不可欠な機器である。 本作業は空中線部の電気的特性や構造詳細 のほか、SSR装置全体の動作や試験調整に 関する高度な知識と技術を要する技術者の 対応が必要である。大分SSR装置は受信不 良によるコースコートが度々発生し、装置の 設定変更でかろうじて運用が保たれている状 態である。日本電気(株)による障害調査(大 分ASR駆動機構等交換その他作業)を行った ところ腐食等の劣化により空中線の性能が著 しく低下していることが確認され、早急な空 中線交換が必要と報告された。雨天時のSSRの 受信状況劣化が更に進行し、一部管制機に おいてはタグの欠落が発生し運用に支障をき たしていること、日本電気(株)より早急な交 換修理が必要との点検報告書提出があった ことから福岡(事)で機器更新により撤去さ れる空中線による緊急交換修理を実施する。	13	

ホリ塩化ビフェニル廃棄物処理契約	分任支出負担行為担当官 大阪航空局大分空港事務所長 石塚 登喜雄 大分県国東市武蔵町糸原字大海田	平成22年11月24日	日本環境安全事業(株) 北九州事業所 福岡県北九州市若松区響町1-62-24	会計法第29条の3第4項	2,275,250	2,275,250	100.0%	—	本業務は当所に保管されているPCB廃棄物を処理するものである。本業務を適切に実施するには、ホリ塩化ビフェニルが人の健康及び生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質であり、その難分解性、高蓄積性、大気や移動性の生物種を介して長距離を移動するという性質から、将来の世代にわたり、地球規模の汚染をもたらすものであることを十分に理解し、確実にかつ適切に処理を行うことが可能な施設を有することが必要不可欠である。このため、上記要件を備えたものがその履行にあたらなければ本業務を遂行することは不可能であることから、一般競争入札は適さないと判断し、環境省策定「ホリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」及び大分県策定「大分県PCB廃棄物処理計画」において事業主体とされている標記業者と会計法29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を締結するものである。	12
福江島沿岸波浪観測装置の修理 一式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4	平成22年10月7日	株式会社ソニック 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原19-6	会計法第29条の3第4項	—	5,880,000	—	—	福江島沿岸波浪観測装置は、海底に設置した超音波送受波器により波浪の変動を観測している。 沿岸における海難事故防止のため、気象予・警報の情報発表には同装置による観測値の実況監視が非常に重要であるが、本装置は9月6日の雷災により故障し運用休止中のため、本件は、同装置の故障修理を行い、早期に復旧させるものである。 株式会社ソニックは沿岸波浪観測装置を製作し、構造、動作の詳細並びにプログラム等の内容を把握し、本修理を対応可能な業者である。 よって、会計法29条の3第4項に基づき株式会社ソニックと随意契約を締結するものである。	13
東京航空地方気象台 空港気象ドップラーライダーズキャナヘッド修理及び機能強化 一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 大島隆 東京都千代田区大手町1-3-4	平成22年10月25日	兼松株式会社 東京都港区芝浦1-2-1	会計法第29条の3第4項	6,869,100	6,720,000	97.8%	—	緊急を要する修理であるため、公募手続きを経ている時間的余裕がないため	13
成田航空地方気象台 空港気象ドップラーライダーズキャナヘッド故障診断 一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 大島隆 東京都千代田区大手町1-3-4	平成22年12月14日	兼松株式会社 東京都港区芝浦1-2-1	会計法第29条の3第4項	1,100,400	1,081,500	98.3%	—	緊急を要する修理であるため、公募手続きを経ている時間的余裕がないため	13

中間周波切替分配装置の修理一式	支出負担行為担当官 気象衛星センター所長 長谷川 秀行 東京都清瀬市中清戸3-235	平成22年12月10日	日本通信機株式会社 神奈川県大和市深見西7-4-12	会計法第29条の3第4項	5,616,450	5,355,000	95.3%	—	本件は、気象衛星通信所の通信設備を運輸多目的衛星新1号及び2号に対応させるための信号切替・分配を行う装置である中間周波切替分配装置を緊急の必要により修理するものである。 本修理を行うためには、装置の詳細構造、各機器との接続状況を熟知していることが不可欠であり、本装置の設計、製作及び取付調整を行った日本通信機(株)以外の業者と契約することは不可能である。	13
身分証明書用ICカード1,300枚製造	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 城野 功 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成22年12月15日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計法第29条の3第4項	3,549,000	3,549,000	100.0%	—	当該ICカードは、ICカード発行管理システムを用い、情報を書込み使用するものであるが、当庁所有のICカード発行管理システムはエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)が開発したもので、このシステムに対応したICカードを製造できるのは、当該業者のみであるため。	19
暖房温水供給	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 井下田 廣明 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	平成22年11月30日	空港施設(株) 東京都大田区羽田空港1-6-5	会計法第29条の3第4項	2,410,716	2,410,716	100.0%	—	空港施設(株)は、羽田航空基地が所在する東京国際空港旧整備場地区で、暖房供給業務を請負う者であり、羽田航空基地庁舎への暖房供給施設を有しているのは上記業者のみに限られ競争を許さないため。	19

1. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。

2. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。

3. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」